は、労働者確保の実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⑭　改修工事の施工に当たり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「運搬費及び準備費の実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、運搬費及び準備費の実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：抜開・除根・除草費

⑮　総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用

①　改修工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下、「本方式」という。）の対象工事である。改修工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。

②　本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

③　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

⑯　改修工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⑰　改修工事の施工に当たり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、１日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。

⑱　改修工事は、月単位の週休２日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休２日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休２日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休２日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

⑲　改修工事は、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⑳　改修工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

㉑　改修工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

㉒　改修工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特別仕様書によることとする。

２　参加資格

次に掲げる⑴から⑿の全ての条件を満たしている者、若しくは、次に掲げる全ての条件を満たしている二者又は三者により構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、特定ＪＶにあっては中国四国農政局長から特定ＪＶとして資格認定を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　中国四国農政局における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の「土木一式工事」の認定を下記６⑶に示す優先交渉権者の選定結果通知の日までに受けていること。

また、単体有資格業者、経常建設共同企業体（以下、「経常ＪＶ」という。）及び特定ＪＶのうち１社は、中国四国農政局における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の測量・建設コンサルタント等のうち「建設コンサルタント」の認定を下記６⑶に示す優先交渉権者の選定結果通知の日までに受けていること。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国四国農政局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　中国四国農政局における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の「土木一式工事」の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,200点以上の認定を受けている者であること。

なお、特定ＪＶにより参加する場合には、いずれの構成員も「土木一式工事」の認定を下記６⑶に示す優先交渉権者の選定結果通知の日までに受け、代表者は客観点数が1,200点以上、代表者以外の構成員は、客観点数が1,100点以上の認定を受けている者であること。（上記⑶の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。）。

⑸　施工実績

①　平成22年度から令和６年度の間に元請けとして完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の施工実績を有すること。

なお、特定ＪＶにより参加する場合には、構成員いずれか１社が次に示す同種工事の施工実績を有すること。

また、経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社が次に示す同種工事の施工実績を有すること。（特定ＪＶ、経常ＪＶの構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

②　同種工事とは、「堰・水門工事」、「コンクリート構造物（建築は除く）の耐震補強工事」又は「港湾・空港・海洋埋立工事」のいずれかの改修工事又は新設工事とし、規模は問わないものとする。

なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評価点合計が説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を改修工事に専任で配置できること。なお、改修工事は令和８年11月頃に工事着手する予定である。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

ア　１級建設機械施工技士の資格を有する者

イ　技術士（技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）の資格を有する者

ウ　国土交通大臣が上記ア又はイに掲げるものと同等以上の能力を有するものと認定した者

②　平成22年度から令和６年度の間に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工経験を有する者であること。なお、同種工事とは「コンクリート工事」とし、その規模は問わない。また、特定ＪＶ、経常ＪＶにあっては、１人の配置予定技術者が同種工事の施工経験を有すること。（特定ＪＶ、経常ＪＶの構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）